

印西市立船穂中学校

# 「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校において生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」「させない」「見逃さない」～

### (1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、けんかやふざけあいであっても当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本理念

いじめは本校でも、またどの生徒にもおこりうるものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本校では、全ての生徒が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃

さないこと」により、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

## 2 学校及び学校職員の責務

### (1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。

（『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より）

### (2) 基本方針の重点

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

#### ①いじめの防止

- ・ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- ・ 生徒の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。

#### ②早期発見

- ・ 調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。
- ・ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

### ③適切な対応

- ・いじめ発見の際には、事実確認・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- ・保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。

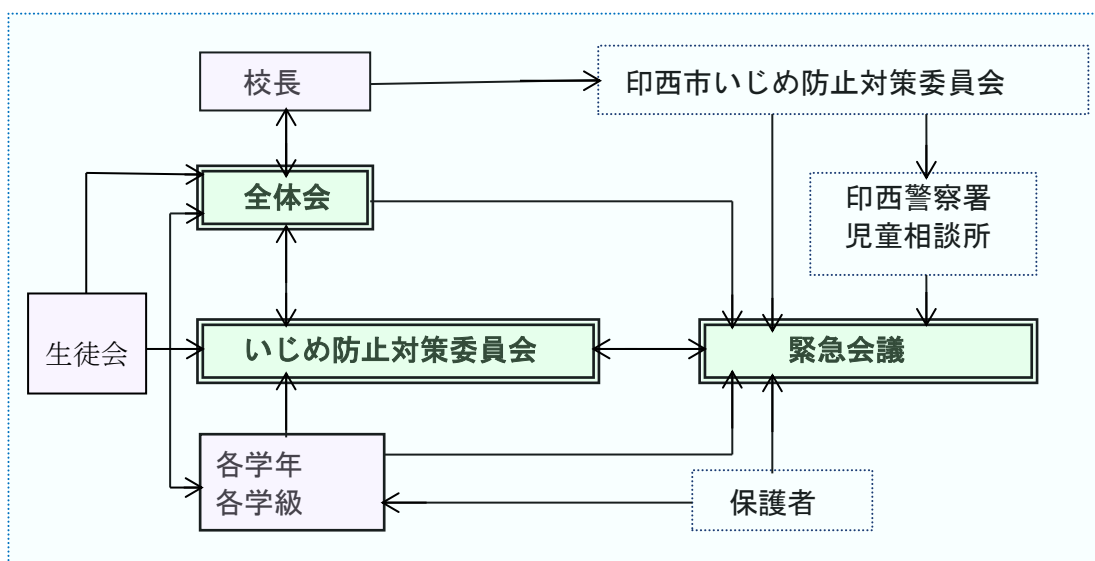
④インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的に情報モラル教育を行う。

⑤重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

## 3 いじめ防止の組織

学校に、「いじめ防止対策委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



(1) 「**全体会**」 < 全教職員が参加 >

- ①基本方針の策定
- ②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）
- ③いじめの早期発見に関すること（いじめ相談通報窓口の設定・情報収集・情報交換等）
- ④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）
- ⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること（生徒会活動の支援・行事の実施等）
- ⑥保護者・関係機関との連携

(2) 「**いじめ防止対策委員会**」 < 委員会の構成員 >

いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。

日常的な業務についての協議を定期的に行う。

(3) 「**緊急会議**」 < 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員、

保護者代表、所轄警察、学校医、印西市教育委員会指導主事等、

スクールソーシャルワーカー

重大事態の発生時に事態の解決に努める。（緊急対応の決定等）

## 4 中心組織の役割について

(1) 「**いじめ防止対策委員会**」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。

【委員会の構成員】

校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育

コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

## (2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）
- ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有（アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等）
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録（事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定 　いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・）
- ④ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑤ 保護者・関係機関との連携
- ⑥ いじめ防止の取組に対する評価

## (3) 「いじめ防止対策委員会」の開催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

# 5 基本的施策

## (1) いじめを未然に防止する

### ① 学校の重点目標

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。

### ② 授業について

- ・生徒指導の実践上の4つの視点を踏まえた教科の指導と生徒指導の一体化
  1. 自己存在感の感受
  2. 共感的な人間関係の育成
  3. 自己決定の場の提供
  4. 安全・安心な風土の醸成

### ③ 心の教育の充実

- ・生徒の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・体験活動、情報モラル教育、印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」、いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図る。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図る。
- ・いじめの構造を理解させるとともに、周りではやしたてたり面白がったりする存在や、傍観者も加害者になりうることに気付かせる。
- ・いじめについて相談や通報をすることは卑怯な行為ではないことを理解させる。

#### ④ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・生徒や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ・生徒の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。
- ・過度な競争意識や勝利至上主義等が、生徒にとって過度な負担とならないよう十分に配慮する。

#### ⑤ 行事、生徒会活動等を通じた生徒への指導

- ・生徒によるいじめ防止に関する生徒会活動の支援を積極的に行い、生徒による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・人権標語・作文、いじめ防止キャンペーン等で、生徒への指導を継続的に行う。

#### ⑥ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する生徒の実態を把握する。
- ・子どもがメール、SNS、オンラインゲームなどインターネットを利用する際には、利用状況やインターネット上での他者とのつながりについて把握するように努める。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。

#### ⑦ 生徒への配慮

- ・発達障害を含む、障害のある生徒について当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚緒保護者を持つなど海外につながる生徒は、言語や文化の差から、学校の学びにおいて困難を抱える場合もあることに留意する。
- ・性同一性障害や性的思考・性自認に係る生徒について、教職員の正しい理解等、学校として必要な対応を周知する。
- ・東日本大震災に伴う災害によって避難している生徒の心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## (2) いじめを早期に発見する

### ① いじめの調査等

いじめを早期発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。

- ・生徒対象のいじめアンケート調査 年3回 (4月、10月、2月)
- ・教育相談を通じた学級担任等による生徒からの聞き取り調査 年2回 (4月、10月)
- ・その他、日常的に生徒の人間関係を観察する。

## ② いじめ相談体制の整備

生徒及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制の整備を行う。

- ・ スクールカウンセラー・スクールアドバイザーの活用  
SCによる全校生徒の教育相談を行う。  
(1学期：1年、2学期：3年、3学期：2年)
- ・ 各種相談機関（印西市教育センターのこども相談室：0476-47-7830、  
24時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310 等）の情報提供
- ・ ネット相談窓口  
(子どもと親のサポートセンター:saposoudan@chiba-c.ed.jp 等) の周知

## ③ いじめ相談・通報窓口の設置

相談担当（教頭、養護教諭）・相談箱の設置

## ④ 研修等による教職員の資質向上

- ・ いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- ・ 生徒の全ての教育活動において人間関係や児童生徒の心情を把握するために、組織体制を整える。
- ・ いじめによる子どもの変化の特徴を保護者に開示し、相談しやすい環境を整える。

## (3) いじめへの対応

### いじめ情報のキャッチ

- ・ 「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ 被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったときは、重大事態が発生したものと報告・調査などにあたる。
- ・ キャッチした情報は、学年主任→生徒指導主事→教頭へ報告する。
- ・ 校長が「いじめ防止対策委員会」を招集し、組織で認知する。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・ 見守る体制を整備する。

### 正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。
- ・ 保護者からの情報を得る。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識を持つ。
- ・ いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。

### 指導体制、方針決定

- ・ 指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

## 児童生徒への指導・支援

- ・ いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」意識を待たせる。また、いじめられた生徒や通報した生徒に対し、今後、圧力等をかけることのないように指導する。

## 保護者との連携

- ・ 直接会って、状況説明、今後の具体的な対策を伝える。
- ・ いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

## 今後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ 明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・ スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

## いじめ発見時の緊急対応

### 発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・ いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

### 情報収集

- ・ 事実確認、聞き取り調査をする。
- ・ いじめに関わる情報を収集する。

### 管理職への報告

- ・ いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職に報告する。
- ・ 複数の教員で、素早く、正確に事実関係を把握し対応する。

## (4) 関係機関との連携

### ① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。

### ② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西警察署等と連携して対処する。

### ③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

### ④ その他

その他、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携をとる。

## (5) いじめの解消

### ① いじめに関わる行為がやんでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間の継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを確認する。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるようにする。

### ① ネットいじめに関する教職員研修の充実、印西市教育委員会との連携

### ② 生徒への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。

※印西市教育センターによる「ネットリテラシーコンテンツ授業」の利用

### ③ 保護者への啓発活動として、PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会の開催

## 7 重大事態（市長に報告するもの）の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

### (1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「いじめ問題対策連絡協議会」）に速やかに報告する。

### (2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し、対応する。

必要に応じて印西警察署等へ報告する。

### (3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として、必要に応じて、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

#### (4) 適切な情報の提供

いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

#### (5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

生徒や保護者の所見を希望により、添える。

#### (6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

#### (7) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

## 8 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

(1) いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること

(2) いじめに対する措置・対応に関すること

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	学 年	保護者・地域・関係機関
4 月	方針確認 新転任者研修 いじめ防止対策委員会 生徒指導研修 (いじめ) SOS の出し方教育	新入生オリエンテーショ ン (1 年) 学校生活アンケート (いじめアンケート) 教育相談	学校便り・HP 更新 いじめ防止基本方針通知 登校指導 (挨拶運動) さわやかコミュニティ船穂中 学校区地域推進会議
5 月	いのちを大切にするキャン ペーン実施 アンケート検証 いじめ防止対策委員会	学年・学級作り いじめを扱った道徳の資 料を使った授業 3 年修学旅行 (仲間作り) 体育祭 (仲間作り)	P T A 総会、いじめ防止基本 方針再通知 登校指導 (挨拶運動)
6 月	いじめ防止対策委員会	1 年校外学習 (仲間作り) 2 年自然教室 (仲間作り)	登校指導 (挨拶運動)
7 月	いじめ防止対策委員会 防犯教室 (インターネット携 帯等いじめ) SOS の出し方教育 第 1 学期振り返り		登校指導 (挨拶運動) 保護者面談での啓発
8 月	いじめ防止対策委員会 職員研修 (ネットいじめ) 小中連携研修会		親子環境整備作業
9 月	いじめ防止対策委員会		登校指導 (挨拶運動)
10 月	いじめ防止対策委員会 アンケート検証	合唱コンクール (仲間作り) 学校生活アンケート (いじめアンケート) 教育相談	登校指導 (挨拶運動) P T A 教育講演会
11 月	いじめ防止対策委員会		登校指導 (挨拶運動)
12 月	人権週間 いじめ防止対策委員会 第 2 学期振り返り	※ 1 年福祉体験学習 (思いやり)	登校指導 (挨拶運動) 学校警察連絡協議会 保護者会での啓発
1 月	いじめ防止対策委員会		登校指導 (挨拶運動)
2 月	アンケート検証 いじめ防止対策委員会	学校生活アンケート (いじめアンケート)	登校指導 (挨拶運動) さわやかコミュニティ船穂中 学校区地域推進会議
3 月	いじめ防止対策委員会 小中連絡会 基本方針の点検・見直しと次年 度の基本方針作成		登校指導 (挨拶運動) 保護者会での啓発